## 外国人材の受入れ・共生に向けた提言

わが国に在留する外国人は、近年大きく増加しており、平成29年には、在留外国人数は約256万人、外国人労働者数は約128万人となっています。

とりわけ、外国人労働者数は、少子高齢化による生産年齢人口の減少や回復 基調にある経済情勢による人手不足などを背景に大きく増加しており、今後も増 えることが見込まれています。

こうした中、平成30年6月15日に、「経済財政運営と改革の基本方針2018」いわゆる「骨太の方針」が閣議決定され、その中で「新たな外国人材の受入れ」が明記されました。

産業経済のグローバル化や世界規模の人材確保の競争が進む中で、今回の「新たな外国人材の受入れ」は、今後のわが国の発展にとって、大きな意義を持つものと受け止めています。

新たな外国人材の受入れ業種について、「骨太の方針」では、「生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお、当該業種の存続・発展のために外国人材の受入れが必要と認められる業種」とされており、現在、在留管理制度を所管する法務省や経済産業省・農林水産省などの業所管省庁において、報道されている農業、介護、建設、宿泊、造船のほか、受入れ業種の選定が行われております。また、7月24日には、外国人労働者の受入れ拡大に向けた関係閣僚会議が開催され、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の検討がなされているところであります。

新たな在留資格の創設に伴い、2025年までに50万人超の就業を目指すとの報道もあります。多くの外国人材の受入れは、労働者としてだけでなく、生活者としての外国人が広く全国47都道府県に定着していくということであり、地域の社会経済に非常に大きなインパクトを与えることが考えられます。

このため、全国知事会では、「新たな外国人材の受入れ」に関し、それぞれの地域の実状を踏まえ、人手不足が深刻化している産業を、新たな外国人材の受入れ業種として検討するとともに、新たに受け入れる外国人材及び在留外国人への日本語教育や安心して働き、暮らしていくための支援など、多文化共生社会の実現に向け、国が責任を持って取り組むよう、強く要請いたします。

### 新たな外国人材の受入れ業種について

ı

地域経済を支える中小企業等では、女性・高齢者の活躍促進や設備投資による 生産性の向上などにも取り組んでいるが、なお深刻な人手不足の状況にある。

このため、新たな外国人材の受入れ業種については、地域の労働需給の状況 や事業者団体の意向等を踏まえて、報道されている農業、介護、建設、宿泊、 造船をはじめ、次の業種を位置付けるとともに、必要に応じて柔軟に追加を検討 すること。

- 1 技能実習2号移行対象職種(77職種)がある業種
- 2 技能検定3級など技能水準を満たしていることを確認できる職種(130職種) がある業種
- 3 その他人手不足が深刻な業種(1、2を除く)

製造業(造船、食品等)、建設業、卸売業・小売業、農林水産業、倉庫業、 サービス業(宿泊、警備等)など

### Ⅱ 多文化共生社会の実現について

外国人材の受入れ拡大や在留外国人との共生に当たっては、各地域の取組を 踏まえつつ、国が責任を持って、日本語教育や社会保障、生活支援など、多文 化共生社会の実現に向けた、以下の取組を検討・実施すること。

## 1 多文化共生社会を支える基盤や仕組みづくり

- (1) 外国人全般の受入れ方針及び外国人の日本社会への適応に向けた施策方針の策定
- 中長期的な視点に立った、外国人全般の受入れ方針及び外国人の日本社会への適応に向けた施策に係る体系的・総合的な方針を策定すること。また、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の取りまとめに当たっては、「地域における多文化共生推進プラン」(平成18年3月総務省策定)の内容を体系的に位置付けるとともに、外国人を受け入れる地方自治体等の意見を十分に聴取し反映させること。

## (2) 多文化共生社会の実現のための財政措置

○ 新たに受け入れる外国人材や在留外国人への日本語教育や生活支援など、多文化共生社会の実現に向けた取組を、平成31年度当初から地方自治体が計画的かつ総合的に実施することができるよう、必要な財政措置を講じること。

また、地方自治体に対する財政支援メニューを早期に示すこと。

# (3) 多文化共生社会の実現に向けた啓発活動等

○ 多文化共生社会の必要性・意義について、国民が理解をより一層深める ための取組を進めるとともに、地方自治体の取組に対して必要な支援を行 うこと。

#### 2 外国人を対象とした日本語教育等の充実や就学支援

#### (1) 外国人住民に対する日本語学習等の機会の充実

○ 新たに受け入れる外国人材や在留外国人が、地域社会の一員として自立 した生活を円滑に送ることができる程度の日本語能力の習得や日本社会 の習慣に対する理解促進のため、全ての外国人に日本語学習等の機会を提 供する公的な仕組みを構築すること。

#### (2) 外国人の子どもに対する就学支援

- 外国人児童生徒の教育については、外国人がその保護する子どもを公立 の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合に、就学を受け入れて いるのが現状であることから、国籍に関わらず、わが国で暮らす全ての子 どもが生活していく上で必要な教育が保障されるよう、国の責任のもと、 教育支援体制を構築すること。
- 外国人の子どもに対する教育の充実に向け、プレスクール(就学前の日本語の初期指導や学校生活の適応指導)等の促進、不就学の外国人の子どもの就学の促進などを図ること。

## (3) 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援

- 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数は、今後、これまで以上に増加していくと考えられるため、義務標準法の規定に基づいた「日本語指導を行う教員に係る基礎定数化」の改善について進度を上げて実施すること。また、日本語指導を担当する教員等の資質向上に必要な支援の実施や、現職の教員だけでなく教員養成の段階から日本語指導に関する知識等を習得できる仕組みを構築すること。
- 学習支援、生活適応支援の充実のため、地方自治体だけに任せることな く、国の責任において、母語の分かる相談員や支援員等の配置の充実や当 該人材に係る登録制度の構築等に対する財政措置の拡充を図ること。

#### 3 外国人材が働きやすい環境の整備

#### (1) 外国人の雇用の安定に向けた取組

○ ハローワーク等における外国人対応窓口の設置、通訳の配置などの対応を継続的に行うこと。また、外国人の雇用の安定に向け、就労に必要な日本語等の研修や、日本語能力に配慮した職業訓練の更なる充実に努めるとともに、職場定着アドバイザー派遣等により就業前から雇用継続までを一貫して支援する施策を実施すること。

#### (2) 就労環境の適正化等

- 労働関係法令の遵守や日本語能力に配慮した労働安全管理、入国在留審 査における日本人労働者と同等以上の報酬の確保等の確認の徹底を図る など、外国人労働者の就労環境の適正化に向けた取組や、社会保険の加入 促進を引き続き進めること。
- 「骨太の方針」で示された、不法・偽装滞在者や難民認定制度の濫用・ 誤用者対策などの在留管理体制の強化については、国が責任を持って必 要な体制を構築すること。

# 4 外国人が安全に安心して暮らすための生活支援

## (1) 行政・生活情報の多言語化等

- 地方自治体が行う、外国人が安心して暮らすための相談体制や公的機関等における外国人のコミュニケーション支援に向けた通訳や多言語による情報提供などの体制の整備や人材の育成に対する財政的な支援を行うこと。
- 外国人からの様々な相談に対応するため、24時間対応可能な多言語相談 窓口を設置すること。

#### (2) 医療・保健・福祉サービスの提供

○ 医療言語人材(通訳者)の育成や活用方法について、各地域で運営する 既存の仕組みに配慮したものとするとともに、適切な社会保険の適用を促 進するなど、外国人が安心して医療・保健・福祉サービスを受けることが できる環境整備を図ること。

## (3) 防災対策等の充実

○ 災害時に外国人支援を行う人材の養成を行うこと。また、各種の情報提供について、多言語化など、外国人が必要な情報にアクセスできる環境整備を図ること。

#### 平成30年8月28日

全国知事会 新たな外国人材の受入れプロジェクトチーム・リーダー 愛知県知事 大村 秀章